

平成二十九年四月十四日受領
答弁第二〇八号

内閣衆質一九三第二〇八号

平成二十九年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出大麻乱用防止に向けた厚生労働省の取り組み及び安倍昭恵内閣総理大臣夫人の
大麻栽培畑訪問に際しての内閣官房総理夫人付職員同行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出大麻乱用防止に向けた厚生労働省の取り組み及び安倍昭恵内閣総理大臣夫

人の大麻栽培畑訪問に際しての内閣官房総理夫人付職員同行に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「大麻に関する」ご注意ください！『大麻栽培でまちおこし!?』と大麻の正しい知識で正しい判断ととのパンフレット」（以下「パンフレット」という。）については、厚生労働省が作成し、公開したものである。

二について

パンフレット三ページの「1. 大麻栽培をめぐる検挙例」の内容の記載に当たっては、御指摘の「中国四国厚生局麻薬取締部に逮捕された」事例も含めた過去の大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）違反の事例を参考にしたものである。

三について

お尋ねについては、安倍内閣総理大臣の夫人（以下「安倍総理夫人」という。）の私的な行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

四について

お尋ねの「上記大麻畑」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人による内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること（以下「総理公務補助」という。）を支援する職員は、平成二十七年七月一日及び同月二日に、当面予定されていた安倍総理夫人による総理公務補助について、安倍総理夫人、総理公務補助の依頼等を行った国の機関等との連絡調整を行うために、公務として安倍総理夫人に同行した。

同行した職員の交通費は、安倍総理夫人からの申出により、安倍総理夫人の私的経費により負担されているものと承知している。

五について

お尋ねの「同大麻畑」及び「この畑で大麻を栽培していた人物」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。